

塩尻市避難所運営マニュアル策定指針 別添

避難所における  
新型コロナウイルス感染症への対応

塩尻市

令和2年6月

(目 次)

1	新型コロナウイルス感染症予防対策の実施	・・・・・・・・2
	（1）災害時における新型コロナウイルス感染症予防対策の考え方	・・・・・・・・2
	（2）感染拡大防止対策	・・・・・・・・2
	（3）留意事項	・・・・・・・・3
	（4）ホテル・旅館等への移動	・・・・・・・・3
2	配慮が必要な方への対応	・・・・・・・・4
3	避難所に派遣される市職員、避難所施設管理者との調整	・・・・・・・・4
4	避難所開設	
	（1）避難所のレイアウト	・・・・・・・・5
	（1）避難所運営ルールの決定	・・・・・・・・11
	（2）体調不良者への対応	・・・・・・・・13
5	長期の避難所生活	・・・・・・・・14

## 1 新型コロナウイルス感染症予防対策の実施

### (1) 災害時における新型コロナウイルス感染症予防対策の考え方

- 新型コロナウイルス感染症の流行下における避難所運営に際しては、密閉、密集、密接のいわゆる「3密」の回避を基本事項とし、それを具体化する必要があります。
- 例えば密集を回避するには、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難場所・避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの面積を確保する。密接、密閉を回避するには、十分な換気に努めるとともに、世帯間の間隔を2m以上確保する、発熱、咳等の症状が現れた者のための専用のスペースの確保をすといった対策が考えられます。
- 指定緊急避難場所の対応についても、避難所の対策を準用します。

### (2) 感染拡大防止対策

- 可能な限り多くの避難所の開設
  - 密接を避けるため、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設をしましょう。
- 親戚や友人の家等への避難の検討
  - 災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は、親戚や友人の家等への避難を検討していただくことを事前に周知しましょう。
- 避難者の健康状態の確認
  - ・避難者の健康状態の確認については、避難所への到着時に行いましょう。
  - ・また、避難生活開始後は、定期的に健康状態について確認します。
- 手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底
  - 避難者や避難所運営スタッフは、頻繁に手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底します。
- 避難所の衛生環境の確保
  - 物品等は、定期的に、および目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整えます。
- 十分な換気の実施、スペースの確保等
  - 避難所内については、十分な換気に努めるとともに、世帯間の間隔を2m以上確保するなど、人と人の間隔を、2m（最低1m）確保します。
- 発熱、咳等の症状が現れた者のための専用のスペースの確保
  - ・発熱、咳等の症状が現れた者に対する専用のスペースを確保しましょう。
  - ・その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保しましょう。
  - ・同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、新型コロナウイルス感染症を想定した場合には、望ましくありませんが、やむを得ず同室にする場合は、2m以上の高さのパーティションで区切るなどの工夫をしましょう。

- ・症状が現れた者の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けましょう。
- ・専用のスペースの確保には、事前に施設管理者等と調整を図ることが重要です。

#### ○濃厚接触者の避難

- ・指定緊急避難場所等に濃厚接触者が避難して来た場合は、速やかに市へ連絡してください。市が指定する有症者等用の避難場所へ移送します。移送までの間は、発熱、咳等の症状が現れた者の対応に準じて、専用スペースへ避難させてください。
- ・警報級の可能性で大雨、暴風警報の可能性「大」が発表された場合、避難所開設時の参考とするため、県から市町村別の濃厚接触者数が市に情報提供されます。

#### ○妊婦・乳幼児、重症化しやすい持病のある人、高齢者の避難

指定緊急避難場所等に妊婦・乳幼児、重症化しやすい持病のある人、高齢者が避難して来た場合は、速やかに市へ連絡してください。市が指定する要配慮者用の避難場所へ移送します。

#### ○車での避難

- ・警戒レベル3・4発表時の車による緊急避難は、安全が確認されるまでの間に限って、車内での安全確保を暫定的に容認しています。
- ・一方、長期間の車中泊は認めていませんが、強く希望する人に対しては避難者名簿の記載を依頼した上で、車中泊のリスクを伝えたりするなど、被災者の一人として対応しましょう。
- ・避難所敷地内の車中泊避難者についても、できるだけ名簿作成や状況把握が望まれます。
- ・避難が長期化する場合、エコノミークラス症候群等での体調悪化を防ぐため、ホテル・旅館等への避難を避難所担当の市職員に依頼してください。高齢者等の避難行動要支援者（その家族含む）から優先して、移動いただくようにします。

#### ○避難者の中で新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合

保健所の調査に協力するとともに、保健所の指導のもと、感染拡大防止策をとる必要があります。

### (3) 留意事項

○新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意します。

○飼い主からペットの猫などに感染した事例が報告されています。動物から人への感染例は報告されていませんが、ペットと触れ合った後も手洗い、消毒などの徹底が必要です。

### (4) ホテル・旅館等への移動

避難が長期化する場合は、避難者のリフレッシュのため、定期的にホテル・旅館等へ宿泊できるよう災害対策本部が手配します。

## 2 配慮が必要な方への対応

### 【人権保護】

- ・感染を恐れるあまり、感染者や感染疑いの方に対する誹謗・中傷等の事例が生じないように注意しましょう。
- ・ゾーニングや空間上の区別が差別的な態度に転化しないよう、言動や行動にも注意しましょう。

ゾーニング：居住の「区分けを行う」「区画」といった意味

### 【要配慮者対応】

- ・常に相談ができるような窓口を準備します。
- ・避難の際には、生活に必要な物（介護に必要な資器材や食事等）や衛生資材は持参するよう周知しましょう。
- ・介助者への感染予防にも注意しましょう。  
障害者や高齢者の中には、介助がないと日常生活が成り立たない人も多いため、介助者は飛沫・接触感染予防を行いつつ援助しましょう。

## 3 避難所に派遣される市職員、避難所施設管理者との調整

### 【確認事項】

目的	実施事項
従来の開設との違いの確認	開設手順
	役割分担
	ゾーニング設定
	利用ルール
3密を防ぐ	開放する部屋の優先順位

### 【備考】

- ・今までの避難所開設とは異なる業務であることを、避難所運営委員会と避難所に派遣される市職員、施設管理者の間で共有して仕事の役割分担を決めましょう。
  - 例えば、ドアノブ等の消毒に関しては、誰が担当するかなど。
- ・「3密」（密閉・密集・密接）を防ぐため、従来は開放していない部屋（教室等）も含め、誘導の優先順位を決めましょう。
- ・ゾーニング設定は施設ごとに専門家に意見を聞き、管理者と事前に検討しておくことが望ましいです。

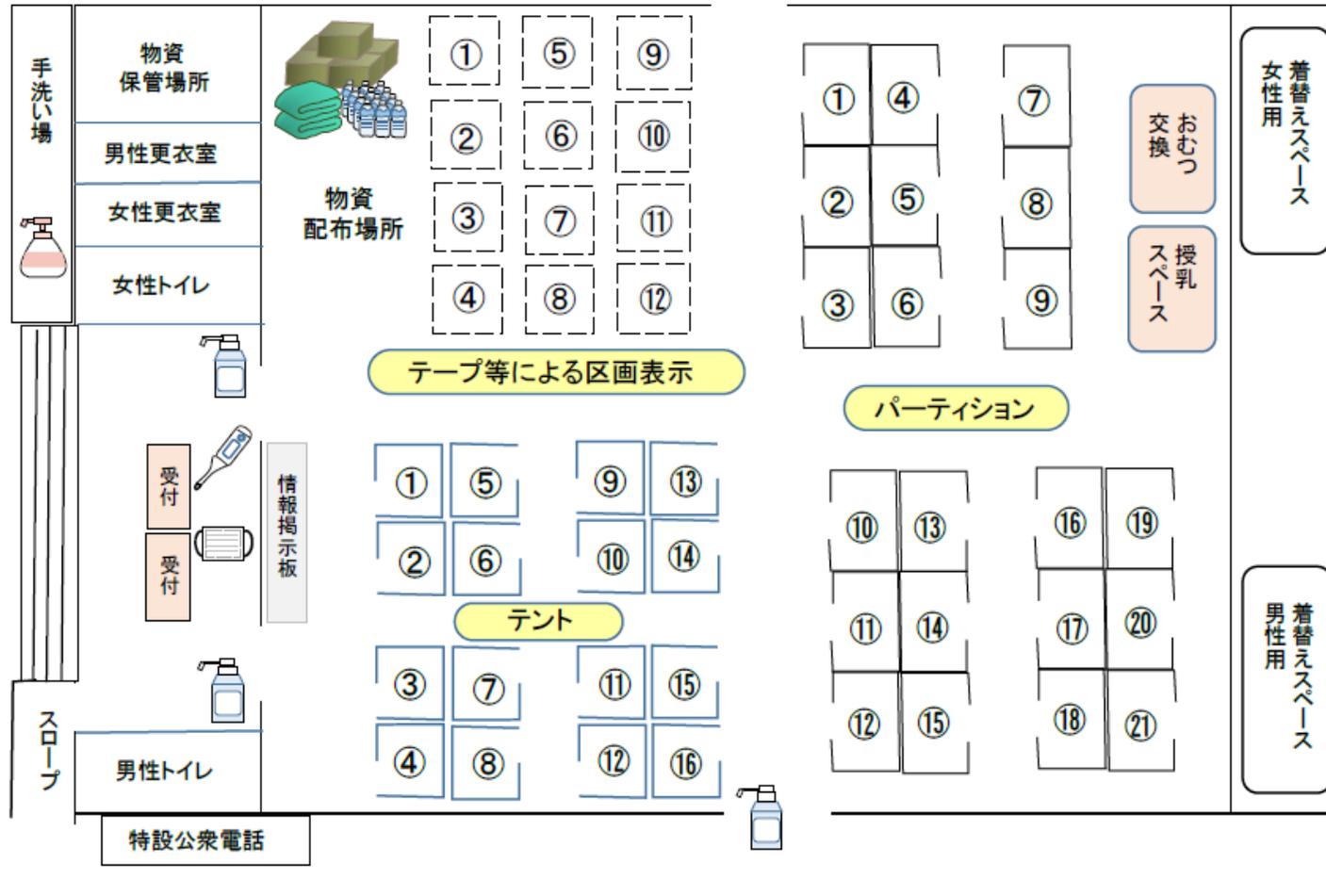
### 【ゾーニングの基本】

- ◆清潔な区域とウイルスによって汚染されている領域(汚染区域)を明確に区分する。
- ◆区分がわかるように、テープや張り紙等で表記する。
- ◆感染者(疑いも含む)と、他の方の生活の場や、移動の場所が、交わらないようにする。
- ◆汚染区域に入る前に、適切な感染防具（マスクや手袋等）を着用する。



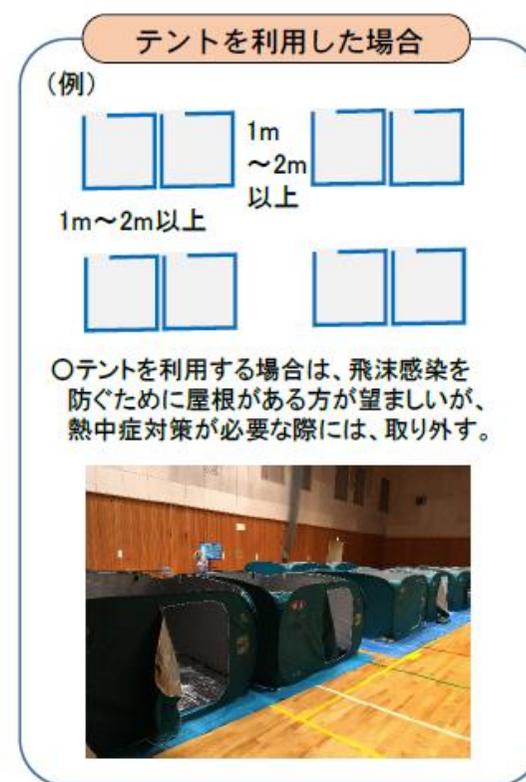
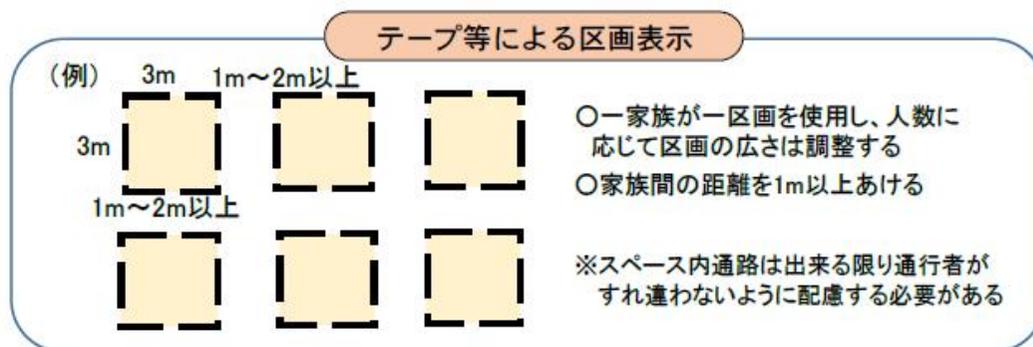
健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

●テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理しましょう。



## 健康な人の避難所滞在スペースの細部レイアウト

- 体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられます。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいですが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えましょう。

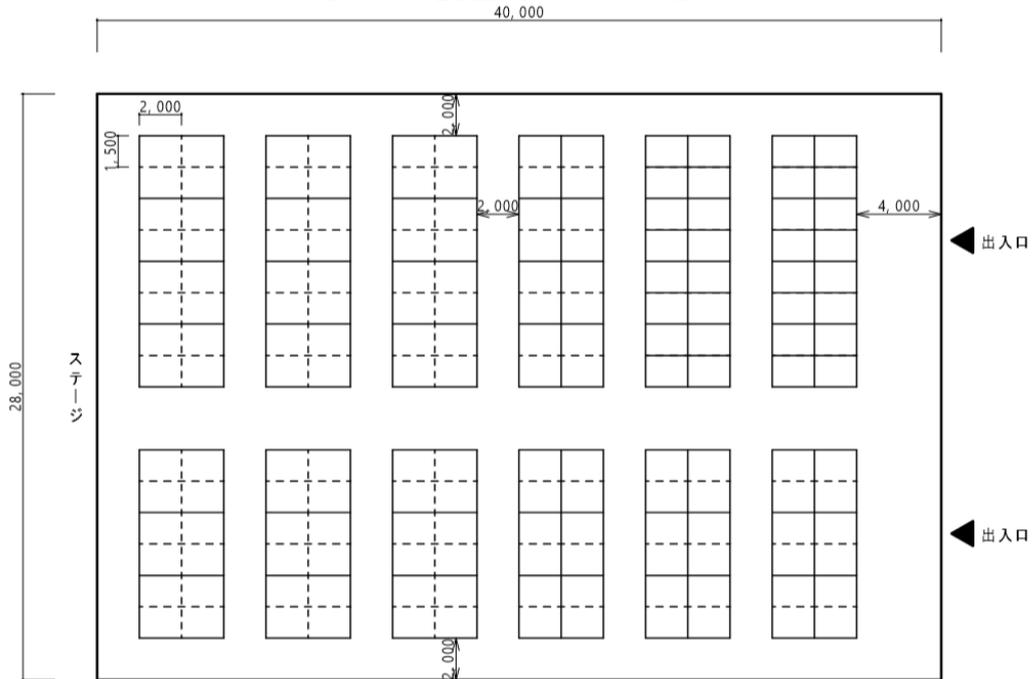


- ※ 人と人の間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを意識して過ごしていただくことが望ましいです。
- ※ 避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましく、特に人と人との距離が1mとなる区域に入る人はマスクを着用しましょう。
- ※ 上記は全て実施することが望ましいですが、災害時には種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれます。

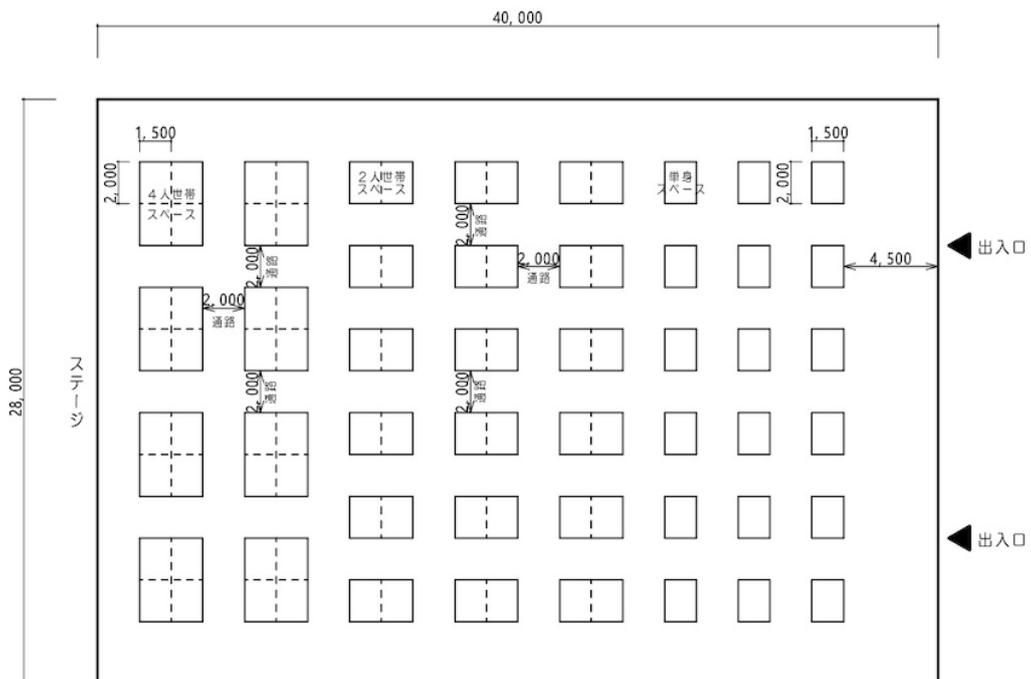
新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（参考）

- 3密（密閉、密集、密接）の状態とならないようにしましょう。

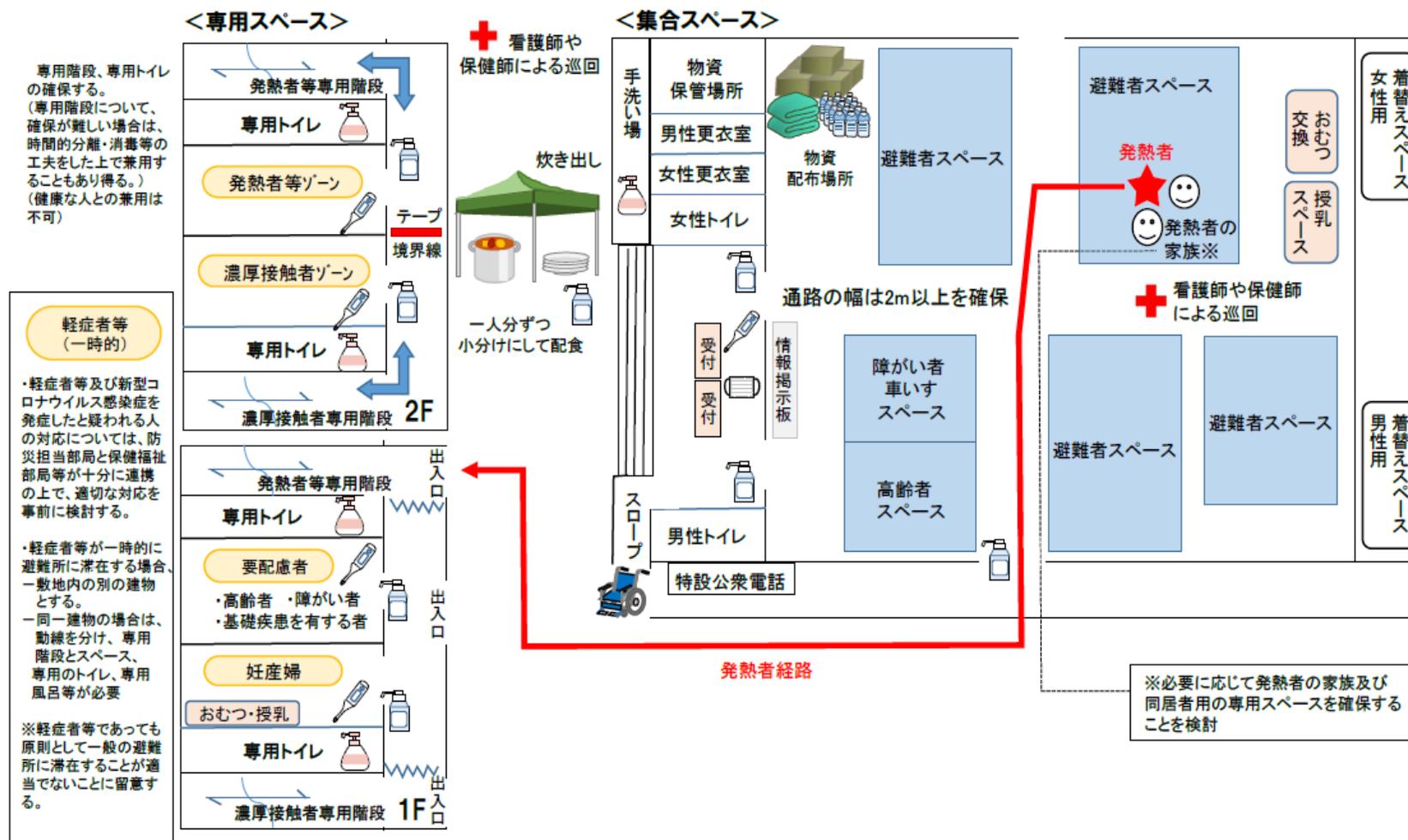
【従来の配置例：168人】



【感染症対策配置：86人】



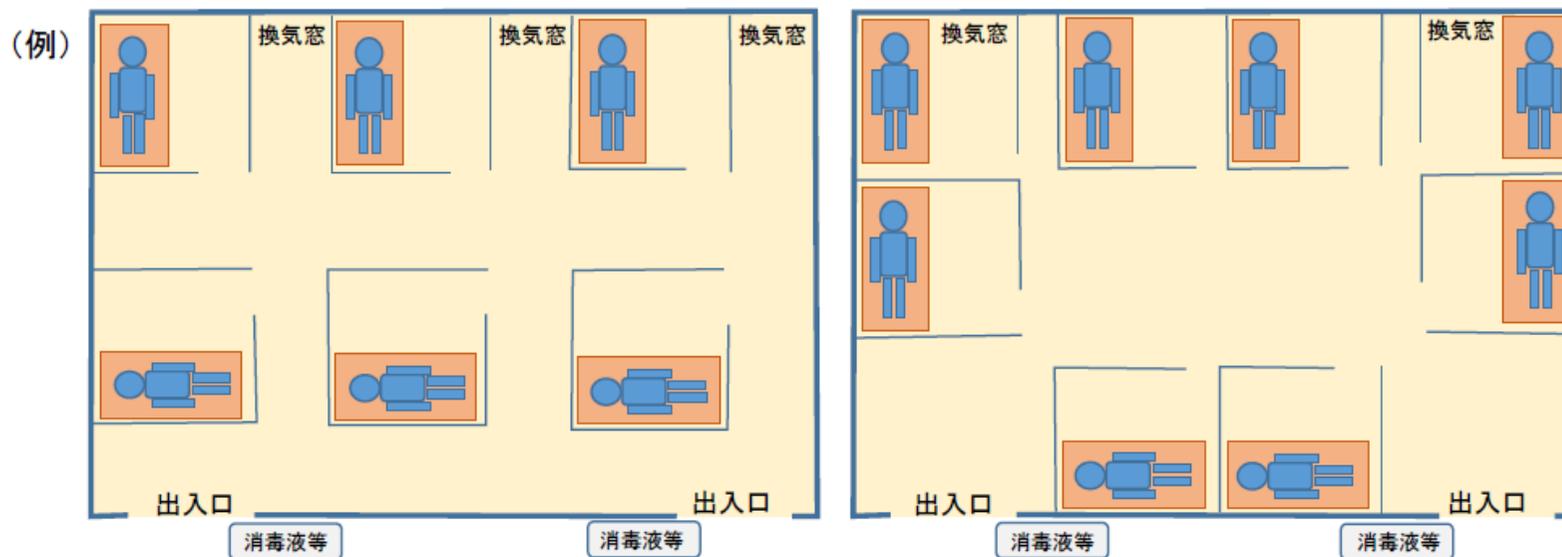
新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付以降〉



※ 上記は全て実施することが望ましいですが、災害時には種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれます。

### 発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

- 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、それぞれ一般の避難者とはゾーン、動線を分けましょう。
- 発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいですが、難しい場合は専用のスペースを確保しましょう。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をしましょう。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とします。難しい場合は専用のスペースを確保しましょう。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をしましょう。  
※濃厚接触者は、発熱・咳等のある人より優先して個室管理とします。
- 人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知しましょう。



※ 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、マスクを着用しましょう。

## (2) 避難所運営ルール決定

### 【確認事項】

目的	実施事項
空間利用の改良	避難先のレイアウト検討
	手洗いなどの利用ルールの掲示
衛生ルールの確立	清掃・消毒に関するルール設定

### 【空間利用】

- 各世帯2メートル以上の間隔を開けましょう。(7ページレイアウト図参考)
- 一人当たり4㎡の面積を確保しましょう。
- 施設管理者と協議のうえ、教室なども積極的に利用しましょう。
- 避難者の動線があまり交差しないようにしましょう。
- 定期的な換気ができるよう、ドアなどの前に物資を置かないようにしましょう。

### 【手洗いルールの鉄則】

- 液体せっけんと流水での手洗い後、手は乾燥させる必要があります。(タオルの共有は不可、洋服で拭くことも不可)
- 手に見える汚染が無く、流水環境が無ければ、アルコール手指消毒だけでも対応は可能です。
- 手洗いタイミングの周知： 手が汚れた時、外出から戻った時、多くの人が触れたと思われる場所を触った時、咳・くしゃみ・鼻をかんだ時、配布等の手伝いをしたとき、炊き出しをする前、食事の前、症状のある人の看病や家族・動物の排泄物をとり扱った後、トイレの後。
- 手洗いを必要とするタイミングの環境に、アルコール手指消毒薬を設置しましょう。

### 【掃除・消毒・換気ルールの基本】

- トイレ、出入口、ドアなど、人が触る部分を重点的に清掃と消毒をしましょう。
- 清掃消毒は、アルコール消毒薬や、次亜塩素酸 0.05%溶液等を用途別で用いましょう。「2時間ごと」などルールを決めましょう。
- 換気は最低でも「時間毎、10分間」などルールを決めましょう。空気の流れをできるだけ作りましょう。湿度を高くしないようにしましょう。

### 【食事・物資配布ルールの基本】

- 食品等を置くテーブル等は、アルコール消毒等で常に拭いておきましょう。
- 手渡ししない。また、一斉に取りに来るような配布方法は避けましょう。
- 配布場所には手指アルコール消毒薬を設置しましょう。
- 担当者は手袋とマスクを着用しましょう。

参考資料	
公益社団法人日本食品衛生協会 「できていますか？衛生的な手洗い」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/dl/link01-01_leaf02.pdf">https://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/dl/link01-01_leaf02.pdf</a>	
厚生労働省「マメに正しい手の洗い方」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/poster25b.pdf">https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/poster25b.pdf</a>	
国立感染症研究所「手洗いで感染症予防」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijin-kanboukouseikagakuka/0000123506.pdf">https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijin-kanboukouseikagakuka/0000123506.pdf</a>	

#### 【ごみ】

- ・各世帯から出るごみは、世帯ごとに小～中のごみ袋に入れ口を縛り、避難所の共同のごみ箱に捨てましょう。
- ・ごみ捨ての担当者は、手袋をして最終的に口を縛り処分しましょう。
- ・感染者（症状有りや疑い者）が出したごみ（食べ物、体液が付着したもの等）と、着用した手袋等は、感染性廃棄物として破棄しましょう。
- ・隔離室では、個人単位でゴミ袋を配布し、口を閉じて感染性の廃棄物ゴミ箱に破棄しましょう。

※ごみ収集の際は、手袋・サージカルマスク・眼の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）・長袖ガウン等を使用しましょう。

### (3) 体調不良者への対応

#### 【確認事項】

目的	対応要領
感染波及の予防	感染症を疑う有症状者への対応
	隔離室の準備
安心の提供	相談担当者の設置
情報の提供	コールセンターの案内

#### 【隔離室の設置】

- 咳、熱、痢等の症状を持つ方を確実に隔離できる空間を選定しましょう。
- 感染症の症状を持つ人がいた場合は、速やかに避難所担当の市職員へ連絡しましょう。
- 二次避難のリスクが無ければ、階ごと分けることが望ましいです。
- 隔離室の準備が難しければ、自立型テント等も考慮しましょう。
- 定期的な換気のため、窓が一箇所以上ある空間に設置しましょう。
- 飛沫予防策・接触予防策を実施しましょう。
- トイレも専用に区画しましょう。
- ゾーニング場所をテープや注意喚起で分かりやすく表記しましょう。

#### 【濃厚接触者等が避難してきた場合】

- 本人は申告しづらいかもしれない状況をくみ取りましょう。
- 避難所での受付時、感染の有無・疑いについてヒアリングし、避難所担当の市職員に結果を報告しましょう。

#### 【体調相談担当者や窓口・コールセンター】

- 市職員と調整して避難所に体調相談担当者や窓口を設置しましょう。
- 相談窓口は仕切り・別室等を用いましょう。

## 5 長期の避難所生活 環境の再整理

### 【確認事項】

目的	実施事項
飛沫接触感染の防止	長期的な避難所レイアウトの検討
	健康状態に合わせた避難生活区域の検討

- 長期化が見込まれる場合は、避難所のレイアウトを再検討しましょう。
- 段ボールベット等の資材を入れる場合は、一度室内を大掃除し換気を十分にしたらうえて実施しましょう。
- その際、食事スペース等は居住空間と別に設置した方が良いですが、利用方法として一度に集まらず互いに距離をとる、共有で使用するもの（食器等）は置かない、アルコール消毒を徹底する等のルールを決めておきましょう。
- 感染症予防のためにも抵抗力を下げないように啓発活動をしていきましょう。  
厚生労働省 HP から出されている、避難所生活での健康に関するリーフレット等を活用し、環境も整えていきましょう。

厚生労働省

「避難所生活で健康に過ごすために」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/000333852.pdf>

